

主な内容

- 2面 論説、会長あいさつ
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4～6面 第57回定期大会議案
第1号議案、第2号議案
- 7面 後援会活動報告

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
 東京税理士協同組合会館3階
 電話 03(3356)4479
 [URL] https://t-zeisei.jp

編集発行人 小倉 修
 広報委員長

当機関紙は、東京税理士会会員の皆様に送付しております。

令和6年度 税制改正要望を決定

役員給与と税制の見直し、軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すことなどを要望

日本税理士会連合会は6月24日開催の理事会において「令和6年度税制改正に関する建議書」を機関決定した。これを受け本連盟は、要望事項の決定に当たり、

日税連建議書に記載された3つの重要建議項目とともに東京税理士会が理事会議決した「令和6年度税制及び財務行政の改正に関する意見書」のうち単位税政連へのアンケート実施により特に要望の多かった項目の取りまとめを行い、左記のとおり「令和6年度税制改正に関する要望書(概要)」の作成を行った。

本連盟では、ひとつでも多くの要望事項が年末に公表される令和6年度税制改正大綱に盛り込まれるよう積極的な活動を行っている。

令和6年度

税制改正に関する要望書(概要)

重要要望事項

- Ⅰ. 中小法人の配当促進税制の整備を行うとともに、役員給与税制を見直すこと。
- Ⅱ. 消費税の非課税取引の範囲を見直すとともに、軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと。
- Ⅲ. 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。

個別要望事項

- 【所得課税関係】
1. 所得税の確定所得申告書の提出期限について、期限を見直すこと。
- 【所得・消費課税関係】
2. 所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にすること。
- 【消費課税関係】
3. 現行の納税義務の免除制度を抜本的に見直し、新たに小規模事業者の申告不要制度を創設すること。
- 【消費課税関係】
4. 簡易課税制度のみなし仕入率を見直すとともに、確定申告時における選択方式とすること。
- 【相続・贈与課税関係】
5. 相続税の財産評価の適正化を図るため、同族会社のオーナー貸付金の評価については、申告期限までに相続人が債権放棄する等一定の要件のもとに評価額を減額すること。
- 【相続・贈与課税関係】
6. 法人版事業承継税制(特例措置)に係る対応期限を延長し、各種届出や申告手続を簡素化すること。
- 【その他国税関係】
7. 印紙税を廃止すること。

第57回定期大会・研修会のご案内

と き 令和5年9月20日(水)
 と ころ 京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール
 新宿区西新宿2-2-1 電話03(3344)0111(代)

研修会

- ◇開催時間 午後1時～2時
 - ◇講師 衆議院議員 牧島かれん氏(前デジタル大臣)
 - ◇テーマ 日本はデジタル先進国になれるのか?
- ※東京税理士会の研修に該当しますので、「研修カード」をご持参下さい。

第57回定期大会

- ◇開催時間 午後2時15分～5時
- ◇議案
 第1号議案 令和4年度運動経過並びに組織活動報告承認の件
 第2号議案 令和4年度収支報告承認の件
 第3号議案 令和5年度運動方針決定の件
 第4号議案 令和5年度組織活動方針決定の件
 第5号議案 令和5年度収支予算決定の件
 第6号議案 役員任期満了に伴う改選の件
 第7号議案 大会決議決定の件

懇親会

- ◇開催時間 午後5時30分～7時
 - ◇会場 京王プラザホテル本館4階 花
 - ◇会費 5,000円
 - ◇来賓 衆参国会議員、東京都議会議員等
- ※税理士後援会の役員・会員の方等、代議員以外の方も是非ご参加下さい。

第57回定期大会議案を決定

コロナ禍以前と同様の開催

7月24日に開催した第1回幹事会において、第57回定期大会の議案を決定した。

今回は、組織活動報告や収支報告、今年度の運動方針といった例年の議案に加え、役員任期満了に伴う改選が付議される。

また、令和5年度の収支予算については、各単位税政連の会員数が昨年より減少したことに伴い会費収入の前と同様の開催形式に戻すこととなった。

さらに、定期大会の運営について、新型コロナウィルスの取り扱いが本年5月より季節性インフルエンザと同様の第5類へ移行され、社会状況がコロナ禍以前の様相となったことから、4年ぶりにコロナ禍以前と同様の開催形式に戻すことと決定した。

ただし、完全にコロナ禍が終息したわけではないので、感染防止のため外出を控えている会員や当日体調がすぐれない会員については、参加を控えるよう、昨年同様の案内をする予定である。

なお、8月21日に総務会、単位税政連会長・幹事長会議を開催し、定期大会に付議する議案に関する審議を完了した。

なお、【概要】はこれまで同様、東京会と本連盟の両名併記とし、東京会会報8月号に同封して全会員に配付して、本連盟の要望内容を広く周知した。

本連盟は昨年同様、これ

まで9月上旬に実施していた一斉陳情を一ヶ月早め、8月3日、4日、7日の3日間を実施した。これは、各省庁から財務省主税局に提出される税制改正要望の期限が8月末日であることから、税制改正の要望実現のために実施を早めたもの

で令和3年から実施している。

陳情は、本連盟の会長、幹事長、並びに政策及び国対の正副委員長が中心となり、税理士後援会及び関係する単位税政連の役員と連携し効果的に実施した。

(2面関連記事)



令和5年6月の日本税政連の機関紙で、大蔵省目録として消費税の導入に深く関わった古川議員の消費税の本質についての論述があった▼(要約)「消費税は廃案となった売上税とほぼ同じもので売上にかかる税であり、法律上は価格の上に税が上乗せされるものではなく価格の一部である。しばしば使われる「預り金」や「益税」も消費税法では、どこにもその言葉はない。また、消費税を負担するのは消費者ではなく納税義務者は事業者である。よって、消費税は、法律上は事業者の売上にかかる事業者に対する外形標準課税というのが本質である▼なるほどと思う。今ここで、課税売上6000万円、課税仕入22000万円、消費税4000万円、人件費4000万円、利益0円の法人があったとする。消費税は6000万円マイナス2000万円＝4000万円であるが、視点を変えると人件費4000万円×10%＝4000万円となる。つまり利益が0円でも人件費の10%相当額の消費税となる▼本来、粗税の徴収は粗税力(利益)課税が原則であり、その利益に係わらず課税される外形標準課税は、価格競争力の弱い中小企業にとり、その活力を削ぐのではないだろうか▼インボイスの是非を含め、抜本的な税制改革論議が欠かせないと思った。

実りの秋に向けて、 充実した活動を

会長あいさつ 名倉 明彦



初秋とはいえまだまだ残暑が続いておられますが、会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、本連盟では本紙一面にてお伝えしているとおり、令和6年度税制改正要望の内容が決定しました。重要要望事項として①配当

・7日には国会議員に対し一斉陳情を行い、要望の内容をしっかりと説明し実現に向けてご理解いただくようお願いしてきました。10月には日税政による一斉陳情が予定されており、8月にお会いできなかった議員に向けてもしっかりと対応する所存であります。

また、ご承知のとおり、現在、衆議院総選挙の動向を注視しなければならぬ状況であります。本連盟では、各単位税政連に対し推薦候補者を募り、我々の要望実現に協力いただける議員を一人でも多く国会へ送り出すよう応援してまいります。選挙戦に入りまして引き続きご協力をお願いいたします。

来る9月20日の定期大会終了をもちまして、本連盟では新たな執行部が就任し税政連活動を始動します。引き続き会員の皆様のご支援のほどよろしくお願いいたします。

ところで、再三この紙面でもお伝えしている組織率に關してですが、今春より東京会の協力のもと、支部長会などの機会を得て組織率向上に向けた説明をさせていただいておられます。各単位税政連における会員増強こそが本連盟の安定した活動の支えとなりますので、税理士会員の皆様におかれましては、税政連の活動にご理解ご協力を賜りたいと存じます。

論説

税理士法改正は令和3年12月に概ね8年ぶりの改正として『令和4年度税制改正大綱』

これは、「ワイズコロナ」ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便性の向上を図る観点」からのものでした。この改正から早2年が経過としており

・7日には国会議員に対し一斉陳情を行い、要望の内容をしっかりと説明し実現に向けてご理解いただくようお願いしてきました。10月には日税政による一斉陳情が予定されており、8月にお会いできなかった議員に向けてもしっかりと対応する所存であります。

・7日には国会議員に対し一斉陳情を行い、要望の内容をしっかりと説明し実現に向けてご理解いただくようお願いしてきました。10月には日税政による一斉陳情が予定されており、8月にお会いできなかった議員に向けてもしっかりと対応する所存であります。

税理士業務の環境変化

の必要性は感じていても、今はむしろポストコロナの体制立て直し対策に資金注入しており、更に会計処理のICT化に資金注入となると厳しく感じる企業も少なくないと思われま。このような時、税政連の活動と

の必要性は感じていても、今はむしろポストコロナの体制立て直し対策に資金注入しており、更に会計処理のICT化に資金注入となると厳しく感じる企業も少なくないと思われま。このような時、税政連の活動と

の必要性は感じていても、今はむしろポストコロナの体制立て直し対策に資金注入しており、更に会計処理のICT化に資金注入となると厳しく感じる企業も少なくないと思われま。このような時、税政連の活動と

・7日には国会議員に対し一斉陳情を行い、要望の内容をしっかりと説明し実現に向けてご理解いただくようお願いしてきました。10月には日税政による一斉陳情が予定されており、8月にお会いできなかった議員に向けてもしっかりと対応する所存であります。

・7日には国会議員に対し一斉陳情を行い、要望の内容をしっかりと説明し実現に向けてご理解いただくようお願いしてきました。10月には日税政による一斉陳情が予定されており、8月にお会いできなかった議員に向けてもしっかりと対応する所存であります。

・7日には国会議員に対し一斉陳情を行い、要望の内容をしっかりと説明し実現に向けてご理解いただくようお願いしてきました。10月には日税政による一斉陳情が予定されており、8月にお会いできなかった議員に向けてもしっかりと対応する所存であります。

・7日には国会議員に対し一斉陳情を行い、要望の内容をしっかりと説明し実現に向けてご理解いただくようお願いしてきました。10月には日税政による一斉陳情が予定されており、8月にお会いできなかった議員に向けてもしっかりと対応する所存であります。



平沢勝栄議員 萩生田光一議員



長島昭久議員

松島みどり議員

平将明議員

下村博文議員

末松義規議員

鈴木隼人議員

辻清人議員

石原宏高議員

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

この保険(主契約)は、税理士の過失がなければ納付を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主に対象としています。

(例) うっかりミスなど

- ・税法上の選択誤りや届出失念
- ・優遇措置の適用失念
- ・一般に修正が認められるケースでの更正請求の期限経過

さらに、「事前税務相談業務担保特約」をオプションで追加すれば、主契約における税理士業務以外でのアドバイス誤りにより過大納付税額(還付不能税額を含む)が発生した場合も対象となります。

(例) ・合併に際しての助言誤りで繰越欠損金の期限切れが生じた

- ・法人設立時の資本金に関する助言誤りで免税期間が短縮された

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス
〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ zeirishi-hoken.co.jp

税法の特質・税理士に要求される 資質と税務事故対応について

1 税理士の使命ないし職責

(1) 税理士法1条は、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に關する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定する。

(2) 同条の「税務に関する専門家」とは、租税法主義(憲法84条)に鑑み、「税法」という法律の専門家という意味を含む。

(3) 「納税義務の適正な実現を図る」とは、「税法」という法律に定める「納税」と「過度でも過小でもなく納税する」という意味であり、これにより、納税義務者の

租税債務の履行は何らの不利益を被らないことになる(日本税理士会連合会編新「税理士法」6訂版(令和5年1月10日発行)参照)。

2 税法という法律の特質では、その「税法」という法律の特質は何か。

(1) 民法・会社法等私的取引法の理解が必要不可欠であること

租税は、私人の各種経済活動を対象として賦課・徴収される。私人間の経済活動(取引・契約)は、民法や会社法等の私法を基礎に要する。租税は、私人の各種経済活動を対象として賦課・徴収される。私人間の経済活動(取引・契約)は、民法や会社法等の私法を基礎に要する。租税は、私人の各種経済活動を対象として賦課・徴収される。私人間の経済活動(取引・契約)は、民法や会社法等の私法を基礎に要する。

可及的に簡素を指向しつつも、税法は、「複雑化する宿命」(前掲金子文獻31、32頁参照)にある。

(4) 以上、税法の特質を一言で言えるは、「税法という法律」は、「民法・会社法の理解が必要不可欠で、多くの法律や学問と密接な関係を持つ」という意味での複雑さを持つ。また、「民法・会社法の理解が必要不可欠で、多くの法律や学問と密接な関係を持つ」という意味での複雑さを持つ。また、「民法・会社法の理解が必要不可欠で、多くの法律や学問と密接な関係を持つ」という意味での複雑さを持つ。

3 税法と民法・会社法との関係について

「中小法人の配当促進税制の整備を行う」とともに、役員給与と税制を見直すと、東京税理士政治連盟の「重要な改正重要事項」の一つである。

例えば、現行法の法人税法34条(役員給与の損金不算入)1項2項、法人税法施行規則70条(過大な役員給与の額)1号(年次給与と同額2号(退職給与)の趣旨・要件効果・その問題点を理解し、ベンチャー企業を育成の必要性が高まっている社会経済状況を背景として、税制改正成案で改善の策として可及的に望ましい「絶えず変化」する(前掲金子文獻31、32頁)。

租税法主義(憲法84条)の下、実在する個人・法人の複雑な利害をより良く調整し、税負担の公平・租税回避に対応するために、

「当面の問題」シリーズ
145

は、経済政策・社会政策・経済学の知見をもつて、社会経済状況全般の変化を適時・的確に把握できている必要がある。本稿では立ち入ることができないが、極めて重要なことである。

5 税法の特質に鑑み納税者に不利益を与えないためには？

以上からすると、過度でも過小でもない納税を実現し納税者に不利益を与えないことは、決して生易しいことではなく、茨の道である。租税の公平・租税回避防止の工夫が必要である。当面の課題として、次の3点を指摘する。

(1) 会則上の研修受講義務履行の更なる徹底

まずは、民法・会社法の理解が必要不可欠で、多くの法律や学問と密接な関係を持つ、極めて複雑で絶えず変化するという特質を持つ「税法」という法律を司るに充分耐えるよう、会則上の研修受講義務の更なる徹底が必要であり、これが出発点である。

(2) 税法・デジタル化の制度設計

(3) できる限り税務事故を減少させる制度設計

税法が複雑化し、絶えず変化する宿命であるとしても、今後の税制改正にあたり、できる限り税務事故が発生しないよう、発生したとしても損害を最小限に留める制度設計を提言することが重要であり、税務全般のデジタル化は、事故防止・損害最小化の好機でもある。

(3) 税理士賠償保険の拡充

(事故を減少させた上で保

【図解】 税務事故に対し納税者に不利益を与えないためにも、

1 会則上の研修受講義務履行の更なる徹底
是非とも研修を受けください!

2 税務重大事故への対応

【例えば】

(1) でき得る限り税務事故を減少させる税法制度設計、デジタル化のシステム設計

(2) 税理士賠償保険の拡充(事故を減少させた上で保険の拡充)

↓

3 税務事故対応という切実な課題に対応する場合にも、

(1) 税務に陰しさを痛感する担当官への税理士会の建議権が重要

↓ (車の両輪)

(2) 国会議員への税理士政治連盟の丁寧な陳情が重要

↓

(3) 税政連会員の増加・税政連会費納入者の増加が喫緊の課題

是非とも税政連活動の重要な意義の御理解を御願ひ申し上げます。

租税は、我が国の個人・法人の経済生活・経済活動のあらゆる側面を対象とするから、税法は、経済生活・経済活動の変化に伴って「絶えず変化」する(前掲金子文獻31、32頁)。

租税法主義(憲法84条)の下、実在する個人・法人の複雑な利害をより良く調整し、税負担の公平・租税回避に対応するために、

可及的に簡素を指向しつつも、税法は、「複雑化する宿命」(前掲金子文獻31、32頁参照)にある。

(4) 以上、税法の特質を一言で言えるは、「税法という法律」は、「民法・会社法の理解が必要不可欠で、多くの法律や学問と密接な関係を持つ」という意味での複雑さを持つ。また、「民法・会社法の理解が必要不可欠で、多くの法律や学問と密接な関係を持つ」という意味での複雑さを持つ。また、「民法・会社法の理解が必要不可欠で、多くの法律や学問と密接な関係を持つ」という意味での複雑さを持つ。

4 税理士の使命と税法の関係

(1) 過度でも過小でもない納税を実現し、納税義務者に何ら不利益を被らせないと、税理士の使命を全うするために、少なくとも、「民法・会社法の理解が必要不可欠で、多くの法律や学問と密接な関係を持つ」という特質を持つ「税法」という法律を司るに充分耐えるよう、会則上の研修受講義務の更なる徹底が必要であり、これが出発点である。

(2) 税法・デジタル化の制度設計

(3) できる限り税務事故を減少させる制度設計

税法が複雑化し、絶えず変化する宿命であるとしても、今後の税制改正にあたり、できる限り税務事故が発生しないよう、発生したとしても損害を最小限に留める制度設計を提言することが重要であり、税務全般のデジタル化は、事故防止・損害最小化の好機でもある。

(3) 税理士賠償保険の拡充

(事故を減少させた上で保

如何に充分な資質を持ち事故防止の策を講じたとしても、時として事故、それも大事故が生じてしまふのが税法の厳しさである。税法には、高名な登山家、遭難防止の方策を尽くしながらも、時としてエレベーターやマッキンレーで遭難するような険しさがある。

そこで、事故が生じた場合の納税者の被害を填補するため、税理士賠償保険の拡充・そのための関係法令の改正も重要な課題である。

6 税理士会の建議権・税政連活動の重要性

(1) 以上、税理士・納税者にとって切実極まりない課題である。

(2) 税法の陰しさを痛感している者は、税理士の他には、国税庁・財務省の担当官である。そこで、税務事故に对应するために、国税庁・財務省の担当官への税理士会の建議等、「税法の陰しさを痛感する専門家同士の地道な意見交換のチャンネル」が極めて重要な意義を持つ。

(3) その上で、上述の課題解決のために関係法令の改正を要する部分については、最終的には、国の唯一の立法機関である国会(憲法41条)の構成員たる国会議員の理解・賛成を得る必要がある。税理士政治連盟の地道な陳情が重要になる。

(4) として、税理士・納税者にとり極めて切実な上述の課題解決のため税政連の陳情が説得力を持つために、税政連会員の増加・税政連会費納入者の増加が、極めて重要なことである。

(政策担当幹事 北出容一)

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

※ソフト保守料・電話サポート込

6品目以上導入 ▶ 6%OFF

8品目以上導入 ▶ 8%OFF

10品目以上導入 ▶ 10%OFF

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい!」こと。「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様から、「使いやすい」に高い評価をいただいています。

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

第57回定期大会議案(抜粋)

第1号案 令和4年度運動経過並びに 組織活動報告承認の件

令和4年度運動経過並びに組織活動報告

令和4年7月1日から
令和5年6月30日まで

運動経過の概況

本連盟は、令和4年9月20日開催の第56回定期大会で採択した運動方針、重点運動及び組織活動方針に基づいて、税制改正、税理士制度及び組織強化等の諸問題に対し積極的取り組み、税理士および納税者、中小企業の視点に立つて以下の運動を強力に展開した。

重点運動1. 税理士に対する信頼と納税者利便の向上
を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指して運動を行う。

(1)令和4年3月22日、参議院本会議において、税理士法の改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が可決・成立。同年4月1日以降各改正項目は段階的に施行された。

(2)令和4年税理士法改正により「事務所設置」に係る税理士法基本通達の改正が行われたことに伴い、令和5年3月23日、日税連において「税理士事務所F.A.Q.」の策定及び「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する

指針」の改訂が公表された。
(3)改正税理士法が税理士業務に与える影響及び税理士試験制度の一部見直し効果について検討するとともに、次なる税理士法改正に向け、引き続き情報収集を行うこととした。

重点運動2. 税の専門家として、中小企業が過重負担をきたらざることをいよいよ、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。

1. 令和5年度税制改正に関する要望等について
(1)本連盟では例年、税制改正に関する要望として「概要」と「詳細版」を作成しているが、インボイス制度の導入が間近に迫り、日税政と足並みを揃えて税制改正要望を行う必要があることから、日税連と日税政が作成した「令和5年度税制改正に関する建議・要望」及び「令和5年度税制改正に関する建議書」を用いて陳情などに臨むことを幹事会(令和4年7月20日)にて決定した。

①幹事会構成員が参加して関係国会議員に対し懇談会形式による一斉国会陳情を、令和4年8月29日(日)から9月1日まで実施した。

②単位税政連及び税理士後援会と連携し、関係国会議員に対し懇談会形式による一斉国会陳情を令和4年10月13日から19日まで実施した。
(2)令和4年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正大綱」において、本連盟の要望項目に、次の各項が一部実現した。

①適格請求書等保存方式に係る見直し
i. 免税事業者が課税事業者を選択した場合、納税額を売上げにかかる税額の2割に軽減する激減緩和措置を3年間講ずる。
ii. 基礎期間の課税売上高が1億円以下である事業者については、施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスが無くとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。

iii. 事務負担を軽減する観点から1万円未満の少額な値引き等について返還インボイスの交付を不要とする。
②個人所得税における災害に係る損失の繰越控除制度の見直し
個人の有する住宅や家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年の総所得金額等から控除し、繰越しきれない損失額については繰越期間を3年から5年に延長する。
③相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置(相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物についてその特定贈与者の死亡に係る相続税申告書の提出期限までの間に特定非常災害を受けた場合には、贈与時における価額からその災害による被災価額を控除した残額とする)が実現した。

(3)令和5年5月11日、12日、18日に早期陳情を実施した。これは、要望事項を税制改正の審議に組み込ませるためには、8月上旬に取りまとめられる各府庁からの要望に組み込まねばならないとの国会議員からの助言を受け、要望項目を、消費税率を単一税率とし、低所得者対策として給付金を交付し、役員給与と税制の根本的な見直し、「確定申告期限の延長」の3項目に限定し、通常の一言陳情に先立実施したものである。

(4)令和4年10月27日、東京税理士会と共催で「令和5年度税制改正の動向に関する勉強会」を参議院議員会館内の講堂にて開催した。これは、平成28年9月に片山さつき参議院議員からの「関係府庁ヒアリング」の実施の提案に基づいて企画であり、昨年度に引き続き開催するものであった。当日は、片山さつき参議院議員の挨拶に続き、財務省、国税庁、総務省、経済産業省、中小企業庁及び金融庁から令和5年度税制改正に関する詳細な説明があり、これに対し参加者から多くの質問があった。

(5)令和4年10月6日に開催された自由民主党東京都支部連合会主催の「令和5年度国家予算・税制改正等要望聴取会」に関係役員が出席し、「令和5年度税制改正に関する建議・要望」について直接要望を行った。

(6)令和4年11月28日、東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2022」を衆議院第一議員会館にて開催した。このフォーラムは、関係国会議員との意見交換を通じて、各党の税制調査会における議論の最新動向に関する理解を深めることにより、今後の税政連活動の充実を目的としたものである。

今回は2部構成の内容となっており、第一部は本連盟の森下清隆政策委員による「令和5年度税制改正に関する要望」の説明があり、続く第二部では、「令和5年度税制改正の動向について」をテーマとするパネルディスカッションを行った。

(7)令和4年11月24日、「公明党」の懇談会を参議院議員会館にて開催した。今回のテーマは「令和5年度税制改正に関する要望」とし、「令和5年度税制改正に関する建議・要望」を機関決定を行うこと、②「災害損失控除」の創設、③「年末調整・確定申告期間の1ヶ月以上の例」等を中心とした要望とした。

なお、例年秋頃実施している「自民党との朝食懇談会」については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ自民党都連との検討の結果、開催を見送ることとした。また、令和5年1月30日、「立憲民主党」の懇談会を衆議院第一議員会館にて開催し、「令和5年度税制改正に関する建議・要望」をもとに要望した。

(8)東京税理士会と共催で「令和4年度 合同セミナー(令和5年2月10日)」を衆議院第一議員会館にて開催した。当日は、2部構成で進行し、第一部は「自民党の松本洋平議員を講師に迎え「我が国の課題と第11回国会について」をテーマに基調講演が行われた。続く第二部では、「令和5年度税制改正大綱を読む」をテーマにパネルディスカッションが行われた。

9)以上のような活動の結果、令和5年度税制改正においては、下記の改正項目について本連盟の要望の一部を実現することができた。
①適格請求書等保存方式に係る見直し
②個人所得税における災害に係る損失の繰越控除制度の見直し
③令和6年度税制改正等への対応について
令和5年6月22日、日税政は「令和6年度税制改正に関する建議・要望」を機関決定した。本連盟は、重要要望事項については、日税政と足並みを揃えて税制改正要望を行う必要があること、「令和6年度税制改正に関する要望(概要)」における重要要望事項を日税連の建議書と同様の内容とすることを幹事会(令和5年6月8日)にて機関決定した。

3. 組織強化の対応
(1)東京都内の衆議院小選挙区2区別の基に単位税政連を3つのブロックに分け、ブロック別単位税政連会議を開催した。
当該会議では、本連盟、単位税政連、東京税理士会支部及び後援会による意見交換を行った。

1. 組織・財政基盤の確立について
(1)平成13年の改正税理士法が施行された平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。
公認会計士の資格での登録者数は全国で11046人であり、平成14年3月末より5383人増加した。公認会計士のうち税理士登録している者の割合は、令和5年3月末日現在、32.1%となっている。

(2)平成29年5月23日付で本連盟の財政状態について今後の主な収入と支出の予測を示し、単位税政連からの会費収入が削減した場合には、現在の予算規模の活動は困難であることを伝えると共に、各単位税政連で平均10人、全体で480人の増員する旨の依頼をした。

9)期連続の会員数減が止まったが、令和5年度は前年度比で減少となり、令和4年度末の会員数は89271人となっている(前年比170人減)。なお、引き続き組織基盤の整備が必要であることから、本連盟は単位税政連死に組織率向上のため会員増員の依頼を行っている。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

また、東京税理士会の平成14年4月から令和5年3月末までの開業税理士数を比較すると1387人の減となっており、一方、社員税理士及び所属税理士の数は増加傾向にある。令和5年3月末現在、全国の開業税理士の占める割合は69.21%である。

第2号議案 令和4年度収支決算報告承認の件

令和4年度収支報告書
令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

Table with columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. It details the budget and actuals for various categories like 会費, 寄付金, 事業収入, 雑収入, 経常経費, etc.

は幹事長が陪席し、本連盟の活動報告を行った。
(4)「実数会員」制による組織・財政面での基盤づくりの一環として、平成8年から実施している「税政連サポート募金」を「Support 2023」として実施した。
(5)「税理士のためのポケットブック2023」を刊行し、東京税理士会の全会員及び単一位税連に配付したほか、単一位税連の会員増強に繋げるため、東京税理士会の入会手続きにおいて新規入会者に対する単一位税連の会員勧誘用として配付するとともに、各

種会議で使用するなど活用した。
(6)令和4年9月23日、北海道税理士政治連盟が幹事会となり「東日本大税政連役員連絡協議会」が札幌、ハクホウナールにて開催され、東北、関東、信越、東京地方、千葉県の各税政連及び本連盟から出席した幹事長はじめ関係役員が会席上、意見交換を行った。
(7)組織委員会の活動方針として「税理士法人及び税理士

て、所属する税理士への加入勧奨を行う」の一環として、「税理士校友会」の懇談会、「TKC東京5経経研究会」の懇談会を開催し、単一位税連への加入促進等について意見交換を行った。
(8)組織率の減傾向が続くことから、東京税理士会関係役員と本連盟において組織率向上への対応策の検討を行い、東京会組織部の協力のもと「新役員連絡協議会(令和5年4月18日)」「税理士法人との協議会(令和5年4月24日)」「支部長会(令和5年5月8日)」において、支部と単一位税連の連携強化の方策について説明を行った。
(9)機関紙第231号の送付の際に「税政連のしおり(日

税政)及び「東税政リフレッツ」を同封し、税政連活動への理解向上と入会勧奨に努めた。
重点運動5. 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単一位税連及び国会議員等後援会と連携し、強力な運動を行う。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。
1. 選挙への対応について
(1)第26回参議院議員通常選挙の施行(令和4年7月10日)に際し、本連盟では、推薦依頼があった連立の候補者に関し、推薦審査会(令和4年3月17日)及び同審査会構成員による書面決定により8人の

推薦候補者を決定した。
なお、推薦候補者及び選挙結果は次のとおり。(敬称略、順不同。凡例：○当選、一落選)
《東京選挙区》
朝日健太郎(自由民主党)
【結果：○】
生福 晃子(自由民主党)
【結果：○】
竹谷とし子(公明党・現新)
【結果：○】
松尾 明弘(立憲民主党)
【結果：一】
荒木 千陽(ファーストの会・新)
【結果：一】
《比例代表》
片山さつき(自由民主党)
【結果：○】
白 眞典(立憲民主党)
【結果：一】
青木 愛(立憲民主党)
【結果：○】
(2)令和5年統一地方選挙が令和5年4月16日告示、4月23日投票(足立区議、区長選挙は令和5年5月14日告示、5月21日投票で施行された。本連盟は、各単一位税連からの推薦依頼があった候補者6人を推薦した。
なお、選挙結果は次のとおり。(敬称略、順不同。凡例：○当選、一落選)
《区長選挙》
吉田佳代子(茨谷支部)茨谷区長選、立憲民主党(新)
【結果：一】
近藤 弥生【西新井支部】(足立区長選、自民党)現職
【結果：○】
坂本 健(板橋区長選、自民党)現職
【結果：○】
《区議会議員選挙》
大門 幸恵【四谷支部】新宿区議選、自民党(元)
【結果：○】
渡邊 真大【練馬支部】練馬区議選、無所属(新)
【結果：一】
飯倉 昭二【足立支部】足立区議選、公明党、現職
【結果：○】
(3)衆議院選挙における小選挙区の区割り変更について、関係する各会議常任幹事会、幹事会、単一位税連及び後援会会長・幹事長会議等)において、随時最新の動向等を報告し、その対応について検討した。
2. 国会議員等の税理士後援会設立支援について
(1)本連盟は、単一位税連の協力を得て、税理士による国会議員等後援会の設立を促進しているが、今年度未現在、国会議員関係34後援会、自治体関係3後援会合計37後援会が設立されている。

《解散後援会》
【後援会名称】税理士による初野明博後援会
【解散年月日】令和5年1月31日
(2)所得税の確定申告の期間中に東京税理士会の税務支援事業が実施される事に伴い、当該事業への理解を深めるために、日本税理士政治連盟からの要請により、本連盟は単一位税連をおとして東京税理士会各支部、税理士後援会と連携して、推薦国会議員等による視察への協力を行い、視察時の様子を本連盟機関紙第231号に掲載した。
なお、視察協力に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大が沈静化の傾向となったため令和元年以来3年振りに依頼した。
(3)後援会の定期総会、イベント等に本連盟の役員が出席した。
重点運動6. 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国稅通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行う。
(1)国稅通則法の目的規定の改正については、「国稅通則法第1条に『納税者の権利利益の保護に資する』を追加し納税者権利憲章を制定すること』について継続して要望した。
(2)国税不服審判所は平成28年4月1日より改正国税不服申立制度が施行されたことを受けて、国税審判官への登用に際し、税理士等の民間専門家からの職員採用を公表している。

6面について

Advertisement for Zeirishikyosai (Japan Tax Practitioners Association). Features: 申込受付中です! (Applications accepted!), おしどり保障 (Oshidori Guarantee), 個人年金 (Individual Pension). Includes contact info: TEL 03-5740-0321, http://www.zeirishikyosai.com.

5面からつづく

この国税審判官(特定任期付職員)の採用について、国税不服審判所は、令和4年7月10日付で19名(弁護士11名・税理士6名・公認会計士2名)の民間専門家を選任し、審判官(特定任期付職員)として採用することを公表した。

重点運動7. 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。

(1)旧規制改革会議(内閣府が設置した審議会)で平成19年1月26日、平成22年3月31日(公表)した平成21年12月4日付の「更なる規制改革の推進に向けて」今後の改革課題において、税理士と公認会計士の業務の相互参入について、「税務会計と企業会計が密接不可分のもの」となっているとの観点から、税理士と公認会計士が実施する業務の相互参入等について検討し、必要な措置を講ずべきである」と言及している。

また、規制・制度改革委員会(平成22年3月11日、平成24年12月26日)および規制改革会議(平成25年1月23日、平成28年7月31日)においては、業務独占及び強制入会制についての具体的な議論はなされていないが、本連盟は今後も引き続き、税理士制度の根幹に関わる事項となる「資格者法人制度の見直し」「業務独占資格」「税理士と公認会計士の業務の相互参入」等について、政府機関等の検討の動向を注視していくこととしている。

日に発行されたが、その他にもPTA(白米)や万国での自由貿易協定(EPA)やEPA日本とEUとの経済連携協定交渉の動向において、サレド部門における資格士業者の相互参入に関し、引き続き注視していくとしている。

重点運動8. 司法制度に対しては、国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行う。

(1)平成16年に法整備された司法制度改革では、法曹人口増加策、日本司法支援センター(法テラス)の設置、裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化等の事項や、公認会計士試験制度改正(平成18年から実施)に伴い金融庁の方針による公認会計士増加策が加わるなか、税理士制度や業務への影響が考えられる事項の実状を注視していき、とされている。

一方、公認会計士試験については、「合格者等の活動領域の拡大が依然として進んでいないことに加え、監査法人による採用が低迷していること」に鑑み、平成23年以降、当面の合格者数については、金融庁としては、1,500人程度から2,000人程度を目安として運用されるのが望ましいものと考えられている。平成23年1月21日、第10回公認会計士制度に関する懇談会との金融庁の方針に基づき、合格者数は減少している。

受検回数を緩和する司法試験法の改正が行われ(平成26年)、法曹養成制度改革推進会議(平成27年6月30日)は今後の司法試験合格者数を1,500人程度とする方針を打ち出している。なお、令和4年の司法試験合格者数は1,403人であった。

重点運動9. 災害関連税制については、被災者に対し、より一層の税制面からの支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。

令和5年度税制改正においては、「個人所得税における災害に係る損失の繰越控除制度の見直し」、「相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置」が実現した。災害関連税制については、平成29年度税制改正において、災害ごとに特別立法で措置してきた規定を各税法に規定することとする見直しが行われたが、引き続き被災者の立場に寄り添った税制が必要であるとして積極的な活動を行った。

また、司法試験については、今年比96人増であった。また、司法試験については、

成果となる

重点運動10. 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度、行政不服審査法改正に伴う審判員制度の充実等に資するための公益的業務に積極的に関与していくための運動を行う。

重点運動11. 税理士法第52条違反行為等、業務及び職域の侵害となる動向に対し、厳格に対応する。

重点運動12. 国及び地方公共団体の公認会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。

重点運動13. 国民に信頼される民主的な税制制度の発展に資するため、租税教育を積極的に推進するよう要望した。

現行の外部監査に関しては、条例を制定している自治体が少ない、さらに、②都内23区内に税理士の行政不服審査委員が少ないことから、都政の要望書において、都政全般に関する要望として「税理士の積極的な参画」との要望を引き続き行なった。

重点運動14. 本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。

重点運動15. コロナ禍における税制措置、経済政策に迅速に対応し、中小企業者への支援を行う。特に、「所得税の確定申告期限の延長」について引き続き強力な運動を行う。

重点運動16. 「所得税確定申告期限(3月15日)の延長を要望」について国会議員への陳情等において強く要望した。

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします
本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。
税政連へのご協力をお願いします。
※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。
Support2023 1口 5,000円
「税政連サポート募金」は政治資金規正法との関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

日税グループ (税理士界一筋おかげさまで50周年)
株式会社 日税ビジネスサービス
株式会社 日税不動産情報センター
株式会社 共栄会保険代行
株式会社 日税サービス
株式会社 日税経営情報センター
株式会社 日税信託
「税理士とその関与先のために」
この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。



ゴールド栃木プレジデントカントリークラブ

私のスナック

寺嶋 秀夫

(江戸川北)

ゴルフ漫文

ジュアラル化が進んでいると思われる。

昨今のコロナ禍において3密を避けられるレジャーとしてゴルフが注目され、ちょっとしたブームになっている。ゴルフは依然として経済的な楽しみとしてもゴルフ場や練習場の混雑を肌で感じており、また、諸々の統計調査でも新規参入者やゴルフ関連の出費が増えているという結果が出ている。

従来、接待ゴルフという言葉があるようにゴルフはビジネスツールとして広く認知され、世術のツいでに制度やサービが現在のゴルフブームの立役者は20代の若者や女性であり、ゴルフの力

あるものの、今回のゴルフブームは収束してしまわないように、多様な人々が気軽にできるスポーツに制度やサービスが進化していくことを願っている。

コロナ禍は収束傾向にあるものの、今回のゴルフブームは収束してしまわないように、多様な人々が気軽にできるスポーツに制度やサービスが進化していくことを願っている。

ほのほの喫茶室【ロボットで効率化?】

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ



税理士後援会の活動

【写真】開催日順



R5.5.12 大森地区の税理士による 平野明後援会定期総会



R5.6.7 平野明を囲む税理士 士の会定期総会



R5.6.26 長島昭久を囲む 税理士の会総会



R5.7.7 萩生田一を支える 税理士による石原ひろ 税理士による石原ひろ 後援会定期総会



R5.7.19 税理士による石原ひろ 後援会定期総会



R5.8.8 税理士による清川人 後援会定期総会

今年の「増税」

「今後10年間は消費増税の必の一般的だろうか。それを要なし(安倍元首相)の公約の下、に先立つ議論は令和8年までに消費増税率が10%となつて4年が過ぎ、公約の残り時間は6年となつて、選挙があれば任期3年目だ。選挙た、インボイスの経過措置も同じから近過ぎず過ぎ過ぎ、与党に6年、偶然ではなく謀られた一致 選挙受けの悪い増税を議論するに、都合の良いタイミングに思える。

間もなく、新たな軽減税率の議論(と陳情)が始まりに? 雑だから、公約の10年以内に経過措置を終わらせたおかげで立法担当者にインボイス導入により複雑な軽減税とっては必須なのではないかと。率制度のお膳立ては整ってしまつて6年後の令和11年10月で、それが不公平な利権とならぬの増税を想定するなら、令和9年 よう、単一税率復活を訴えたい。(Y.S)

編集点描

発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いというが、5日間休めばいいというものでもない。他人と接触する機会が多く、期限内に追われる職業。気の緩みがあったことは否めない。あの悪循環を他の小中学生に受継がれている。昔人に感染させてはいけぬ。改め今も変わらぬ人の世の願いを感じて感染対策をしようと思つた。(町田・福井)

今年の夏は地元神社のお祭りも賑やかに行われた。神輿渡御・田楽奉納・盆踊り・屋台など非日常に心躍らせ、大いなるものとの一体感を味わつた。

夏祭りの多くは、疫病退散を祈願する為に始まったとされる。王いという悪循環。

子田菜でも、魔を鎮め地に封じ封印する。

よくな所作が織込まれている。鎌倉時代から続くといわれる若い僧侶の踊りは、明治の神仏分離や昭和の大戦により断絶の危機に瀕する有志により復興され地元の人にも愛される。昔人に感染させてはいけぬ。改め今も変わらぬ人の世の願いを感じて感染対策をしようと思つた。(町田・福井)

黒字化と、その先の優良企業へ。「月次決算」で未来が変わる。

わたしたちTKC全国会の会員税理士は、関与先企業の黒字決算を進め、優良企業への道を拓くためにさまざまな活動をしています。その一つが毎月の巡回監査。会計ソフト「FXクラウド」を用いた月次決算のお手伝いや経営助言を行うことで、関与先企業はリアルタイムに自社の業績を把握でき、決算の先行きを管理することが可能です。

- TKC全国会が考える優良企業の条件
- ① 自計化システム利用による月次決算の実施。
 - ② 法人税申告時に税理士法第33条の2第1項に規定する書面が添付されている。
 - ③ 中小会計要領(中小指針)に準拠している。
 - ④ 限界利益額が2期連続で増加している。
 - ⑤ 自己資本比率が30%以上である。
 - ⑥ 税引き前当期純利益がプラスである。



2023東京地区における

VIP大型総合保障制度と全税共年金の普及推進

キャンペーン期間

令和5年9月~11月

全税共
第38回

全国統一キャンペーン

関与先をご紹介ください! にご協力をお願いいたします

▼関与先紹介カードのご利用をお願いいたします

ご紹介した左側の関与先様がいちごうしゃいまして、右側の「全税共関与先紹介カード」のご利用をお願いいたします。紹介カードについては本組合事務局にお問い合わせください。

全税共関与先紹介カード(令和5年度)	
関与先様(個人/法人) 氏名/名称	
〒	
東京都	
区	
町	
丁目	
番	
号	
電話番号	
FAX	
Eメール	
担当部署	
担当者	
役職	
TEL	
FAX	
Eメール	
備考	
ご所属の法人名	
法人番号	
法人種別	
法人業種	
法人規模	
法人所在地	
法人設立年月	
法人代表者	
法人代表者職	
法人代表者TEL	
法人代表者FAX	
法人代表者Eメール	
法人代表者住所	
法人代表者郵便番号	
法人代表者住所	
法人代表者郵便番号	
法人代表者住所	
法人代表者郵便番号	
法人代表者住所	
法人代表者郵便番号	

キャンペーンの成果は研修会費用、支所交付金、特別優待券配付、直営売場での書籍1割引販売等に役立てられています。

趣旨をご理解いただき、キャンペーン期間中に営業職員の方が訪問された際には、是非とも温かいご対応をお願いいたします。



- キャンペーン参加
生命 保険 会社
- 朝日生命 第一生命 日本生命 ジブラルタ生命 明治安田生命 メットライフ生命
 - 住友生命 SOMPOひまわり生命 アクサ生命 富国生命 三井住友海上あいおい生命

東京税理士協同組合直営売場をご利用ください

税務手帳・税務日誌・職員執務日誌

予約特価
で受付中!
10/16(月)まで



2024年版
税務手帳

予約特価
830円

10月17日以降は
組合員価格900円



職員執務日誌

予約特価 1,924円
組合員価格1,960円



税務日誌

予約特価 2,081円
組合員価格2,327円



直営売場をご利用の際は
組合員証・準会員証のご提示をお願いいたします。

税務手帳50冊、税務日誌30冊から **名入れできます!** (押捺料3,500円)

※税務手帳80冊、税務日誌50冊以上は押捺料無料 ※価格はすべて税込金額です。

お買い上げ5,000円以上で送料無料!

＜お問い合わせ＞

業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実 **東京税理士協同組合直営売場** TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

芙蓉グループ企業が行う結婚相手紹介サービス「芙蓉ファミリークラブ」

お互いの思いを大切に価値観の近い方を丁寧にご紹介しています

安心・確かな結婚相手紹介

組合員・準会員だけでなく、そのご子息・お嬢様、ならびに親戚・知人の方もご利用いただけます。メンバーは芙蓉グループ会員会社を中心です。安心してご利用・ご紹介ください。プライバシーは完全に守られます。

安心・確かな
メンバー
芙蓉グループ会員会社の
皆さまが中心

業界トップクラスの
成婚率
3,400名を超える
ご結婚実績

丁寧なご紹介
双方の思いに
沿った方をご紹介

【お問い合わせ】芙蓉ファミリークラブ TEL 03-6231-7322

詳しくはホームページをご覧ください

芙蓉ファミリークラブ

検索



【インボイス制度】【電子帳簿保存法保存期間】対応

未入金ゼロでパワーアップ 税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度**

「売上管理型」「振替管理型」の二つの方法から選べます

ご利用のメリット

- 請求書、領収書発行等の事務負担が軽減されます。
- 定期的、確実な入金で資金計画が立てやすくなります。
- 未入金防止に役立ちます。
- 源泉税納付時の参照資料が作成されます。

関与先
1件から
ご利用可

制度の詳細は Web で **報酬自動支払制度** 検索



お問い合わせ・資料請求先/株式会社日税ビジネスサービス TEL 0120-155-551

東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売場

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

